

資料 4-1

指 定 避 難 所 一 覧 表

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

No.	指定避難所施設名	所 在 地	収容施設 (m ²)		備蓄 倉庫	備考
			建 物	体育館		
1	助 川 小 学 校	助川町 2-15-1	1,700	921	○	
2	会 瀬 小 学 校	会瀬町 2-17-10	1,144	749	○	
3	宮 田 小 学 校	本宮町 2-9-1	1,421	848	○	
4	滑 川 小 学 校	滑川本町 1-20-7	2,006	762	○	
5	仲 町 小 学 校	宮田町 5-5-1	953	809	○	
6	中 小 路 小 学 校	平和町 2-4-1	841	750	○	
7	大 久 保 小 学 校	末広町 1-1-1	2,013	908	○	
8	河 原 子 小 学 校	河原町 4-3-4	1,172	792	○	
9	成 沢 小 学 校	中成沢町 3-16-8	1,944	760	○	
10	諏 訪 小 学 校	諏訪町 3-10-1	1,236	711	○	
11	水 木 小 学 校	水木町 1-6-1	1,403	754	○	
12	大 み か 小 学 校	大みか町 3-19-15	1,149	789	○	
13	大 沼 小 学 校	東大沼町 2-1-8	1,778	867	○	
14	金 沢 小 学 校	金沢町 5-2-1	1,521	752	○	
15	塙 山 小 学 校	金沢町 2-14-1	1,262	790	○	
16	油 縄 子 小 学 校	鮎川町 3-11-1	1,374	751	○	
17	田 尻 小 学 校	田尻町 4-39-1	2,073	790	○	
18	日 高 小 学 校	日高町 2-12-1	1,990	791	○	
19	豊 浦 小 学 校	折笠町 741	1,359	754	○	
20	久 慈 小 学 校	久慈町 1-23-1	1,326	808	-	
21	坂 本 小 学 校	南高野町 3-21-1	1,531	739	○	
22	東 小 沢 小 学 校	下土木内町 617	630	651	○	※2
23	中 里 小 学 校	東河内町 1909	598	718	-	
24	櫛 形 小 学 校	十王町伊師本郷 508	2,048	739	○	
25	山 部 小 学 校	十王町山部 841	336	590	○	※3
26	助 川 中 学 校	鹿島町 3-5-1	1,274	1,320	○	
27	平 沢 中 学 校	高鈴町 1-15-1	736	1,425	○	
28	駒 王 中 学 校	神峰町 3-2-32	1,322	1,246	○	
29	滑 川 中 学 校	東滑川町 3-17-1	1,645	1,165	○	
30	多 賀 中 学 校	鮎川町 3-11-2	1,990	1,418	○	
31	大 久 保 中 学 校	末広町 5-12-34	1,644	1,326	○	
32	河 原 子 中 学 校	東多賀町 4-10-10	686	1,526	○	
33	泉 丘 中 学 校	水木町 2-9-1	1,753	1,317	○	
34	台 原 中 学 校	台原町 1-9-1	1,352	1,176	○	
35	日 高 中 学 校	小木津町 3-26-1	1,343	1,425	○	
36	豊 浦 中 学 校	川尻町 3-11-1	1,020	1,332	○	
37	久 慈 中 学 校	久慈町 6-20-2	1,216	1,537	○	

資料 4-1

38	坂本中学校	石名坂町1-30-1	914	704	○	
39	中里中学校	東河内町1953	429	713	○	
40	十王中学校	十王町友部600	1,187	925	-	※3
41	山部地区生活改善センター	十王町山部856-2	209	-	-	
42	伊師浜地区生活改善センター	十王町伊師1329	174	-	-	
43	黒坂地区生活改善センター	十王町黒坂168	221	-	-	※3
44	いぶき台団地集会所	十王町伊師3929-3	127	-	-	
45	伊師町田園都市センター	十王町伊師3586	297	-	-	
46	本郷集会所	十王町伊師本郷9-2	149	-	-	
47	城の丘集会所	十王町城の丘1-20	184	-	-	
48	十王スポーツ広場(体育館含む)	十王町友部1936-1	-	1,987	○	
49	十王総合健康福祉センター	十王町友部2088-1	4,077	-	-	
50	東泉寺	十王町友部1782-6	91	-	-	
51	十王交流センター	十王町友部129-2	1,283	-	○	※2
52	豊浦交流センター(体育館含む)	川尻町1-40-1	746	1,040	-	※1※2
53	日高交流センター(体育館含む)	日高町2-2-1	1,114	1,000	○	
54	田尻交流センター	田尻町1-35-1	615	-	○	
55	滑川交流センター(体育館含む)	滑川本町1-21-1	888	741	○	
56	宮田交流センター	本宮町1-6-1	623	-	○	
57	中里交流センター	東河内町1953-2	436	-	-	
58	仲町交流センター	宮田町4-4-15	456	-	○	
59	中小路交流センター	若葉町1-5-8	698	-	○	
60	助川交流センター	鹿島町1-21-7	1,696	-	○	
61	会瀬交流センター	会瀬町1-1-18	632	-	-	※1※3
62	成沢交流センター	中成沢町3-6-10	711	-	○	
63	油縄子交流センター	鮎川町2-6-1	610	-	○	
64	諏訪交流センター	諏訪町4-11-1	397	-	○	
65	大久保交流センター	千石町2-4-20	459	-	○	
66	河原子交流センター	東多賀町3-7-5	635	-	○	
67	塙山交流センター	金沢町2-11-5	366	-	○	
68	大沼交流センター(体育館含む)	東金沢町5-7-1	1,469	1,137	○	
69	金沢交流センター	大沼町2-3-5	487	-	○	
70	水木交流センター(体育館含む)	水木町2-23-20	1,358	1,325	○	
71	大みか交流センター	大みか町3-19-16	767	-	○	
72	久慈交流センター	みなと町3-10	685	-	-	※1
73	久慈川日立南交流センター	大和田町2,208	867	-	-	※2
74	かみすわ山荘	諏訪町1,439	499	-	-	
75	会瀬青少年の家	会瀬町1-1-20	1,176	-	-	※1※3
76	日立武道館	白銀町2-21-15	1,200	-	-	※3
77	暇修館	大久保町4-15-1	183	-	-	
78	日立シビックセンター	幸町1-21-1	24,212	-	-	
79	日立市民会館	若葉町1-5-8	5,883	-	-	
80	多賀市民会館	千石町2-4-20	3,981	-	-	

資料 4-1

81	女性センター(鮎川体育館含む)	鮎川町 1-1-10	2,011	846	○	
82	産業支援センター	西成沢町 2-20-1	200	-	○	
83	日立北高等学校	川尻町 6-11-1	-	1,389	○	
84	日立第一高等学校	若葉町 3-15-1	-	4,212	○	
85	日立第二高等学校	鹿島町 3-2-1	-	2,064	-	
86	日立工業高等学校	城南町 2-12-1	-	1,424	○	
87	多賀高等学校	鮎川町 3-9-1	-	2,294	-	
88	日立商業高等学校	久慈町 6-20-1	-	2,045	○	
89	茨城キリスト教学園	大みか町 6-11-1	-	3,654	○	
90	日立工業専修学校	西成沢町 2-17-1	-	1,700	○	
91	池の川さくらアリーナ	東成沢町 2-15-1	-	2,379	○	

※1 津波災害が予想される場合、使用不可

※2 洪水災害が予想される場合、使用不可

※3 土砂災害が予想される場合、使用不可

資料4-2

指定緊急避難場所一覧表

(平成31年4月1日現在)

No.	指定緊急避難場所名	所在地	収容施設		備考
			グラウンド・広場面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)	
1	助川小学校	助川町 2-15-1	14,585	797	
2	会瀬小学校	会瀬町 2-17-10	7,576	739	
3	宮田小学校	本宮町 2-9-1	8,282	798	
4	滑川小学校	滑川本町 1-20-7	9,591	762	
5	仲町小学校	宮田町 5-5-1	6,325	653	
6	中小路小学校	平和町 2-4-1	9,484	739	
7	大久保小学校	末広町 1-1-1	9,807	797	
8	河原子小学校	河原子町 4-3-4	8,476	739	
9	成沢小学校	中成沢町 3-16-8	8,964	739	
10	諏訪小学校	諏訪町 3-10-1	10,798	653	
11	水木小学校	水木町 1-6-1	7,889	739	
12	大みか小学校	大みか町 3-19-15	8,342	739	
13	大沼小学校	東大沼町 2-1-8	21,418	802	
14	金沢小学校	金沢町 5-2-1	6,788	739	
15	塙山小学校	金沢町 2-14-1	10,368	740	
16	油縄子小学校	鮎川町 3-11-1	11,390	739	
17	田尻小学校	田尻町 4-39-1	13,710	740	
18	日高小学校	日高町 2-12-1	8,046	739	
19	豊浦小学校	折笠町 741	12,661	653	
20	久慈小学校	久慈町 1-23-1	7,426	808	
21	坂本小学校	南高野町 3-21-1	6,173	739	
22	東小沢小学校	下土木内町 617	8,233	651	※2
23	中里小学校	東河内町 1909	2,640	653	
24	櫛形小学校	十王町伊師本郷 508	9,675	739	
25	山部小学校	十王町山部 841	4,850	590	※3
26	助川中学校	鹿島町 3-5-1	11,000	1,163	
27	平沢中学校	高鈴町 1-15-1	14,833	689	
28	駒王中学校	神峰町 3-2-32	6,430	1,246	
29	滑川中学校	東滑川町 3-17-1	15,921	1,165	
30	多賀中学校	鮎川町 3-11-2	19,625	1,351	
31	大久保中学校	末広町 5-12-34	11,924	1,326	
32	河原子中学校	東多賀町 4-10-10	12,414	830	
33	泉丘中学校	水木町 2-9-1	17,068	1,317	

資料4-2

34	台原中学校	台原町 1-9-1	13,217	1,165	
35	日高中学校	小木津町 3-26-1	12,706	653	
36	豊浦中学校	川尻町 3-11-1	35,473	785	
37	久慈中学校	久慈町 6-20-2	10,542	1,525	
38	坂本中学校	石名坂町 1-30-1	7,796	653	
39	中里中学校	東河内町 1953	9,951	653	
40	十王中学校	十王町友部 600	14,262	925	※3
41	黒坂地区生活改善センター	十王町黒坂 168	1,870	—	※3
42	伊師町田園都市センター	十王町伊師 3586	2,150	—	
43	いぶき台団地中央公園	十王町伊師 3900	9,963	—	
44	十王駅前公園	十王町友部東 1-7	2,500	—	※2
45	宮の前公園	十王町友部東	2,867	—	※2
46	十王パノラマ公園	十王町友部 1085-6	44,099	—	
47	城の丘公園	十王町城の丘 1-1	29,058	—	
48	城の丘東公園	十王町城の丘	2,934	—	
49	城の丘西公園	十王町城の丘 5-4-1	2,512	—	
50	城の丘南公園	十王町城の丘 3-9-1	2,639	—	
51	城の丘北公園	十王町城の丘 2-20	2,596	—	
52	十王スポーツ広場	十王町友部 1936-1	13,284	1,987	
53	十王総合健康福祉センター	十王町友部 2088-1	20,952	—	
54	愛宕神社	十王町伊師 2951	2,628	—	
55	十王交流センター	十王町友部 200-1	736	—	※2
56	豊浦交流センター	川尻町 1-40-1	2,017	1,040	※1※2
57	日高交流センター	日高町 2-2-1	5,275	1,000	
58	田尻交流センター	田尻町 1-35-1	1,904	—	
59	宮田交流センター	本宮町 1-6-1	1,246	—	
60	仲町交流センター	宮田町 4-4-15	2,494	—	
61	油縄子交流センター	鮎川町 2-6-1	2,174	—	
62	諏訪交流センター	諏訪町 4-11-5	3,000	—	
63	河原子交流センター	東多賀町 3-7-5	2,601	—	
64	塙山交流センター	金沢町 2-11-5	2,518	—	
65	大沼交流センター	東金沢町 5-7-1	1,895	1,137	
66	水木交流センター	水木町 2-23-10	6,798	1,325	
67	久慈交流センター	みなと町 3-10	1,512	—	※1
68	久慈川日立南交流センター	大和田町 2208	9,953	—	※2
69	折笠スポーツ広場	折笠町 987-1	43,587	—	
70	滑川市民広場	滑川本町 1-21	17,000	762	

資料 4-2

71	公設地方卸売市場	東滑川町 5-1-1	66,869	—	
72	中里スポーツ広場	入四間町 513-1	36,294	—	
73	かみね公園	宮田町 5-2	126,523	—	
74	消防拠点施設防災広場	神峰町 2-4-1	21,202	—	
75	日立シビックセンター (新都市広場含む)	幸町 1-21-1	14,235	—	
76	会瀬青少年の家	会瀬町 1-1-20	22,335	—	※1
77	市民運動公園	東成沢町 2-15	63,599	—	
78	諏訪スポーツ広場	諏訪町 963-3	45,755	—	
79	かみすわ山荘	諏訪町 1439	5,042	—	
80	おおくぼ児童公園	末広町 1-1-1	3,801	—	
81	暇修館	大久保町 4-15-1	128	—	
82	坂下市民広場	大和田町 1936	12,945	—	※2
83	産業支援センター	西成沢町 2-20-1	200	—	
84	日立北高等学校	川尻町 6-11-1	34,800	1,389	
85	日立第一高等学校	若葉町 3-15-1	15,613	4,212	
86	日立第二高等学校	鹿島町 3-2-1	17,089	2,064	
87	日立工業高等学校	城南町 2-12-1	18,364	1,424	
88	多賀高等学校	鮎川町 3-11-2	22,697	2,294	
89	日立商業高等学校	久慈町 6-20-1	22,434	2,045	
90	茨城キリスト教学園	大みか町 6-11-1	—	3,654	
91	㈱日立製作所日立工業専修学校	西成沢町 2-17-1	14,676	1,700	
92	㈱日立製作所会瀬グラウンド (日立体育館含む)	会瀬町 4-2	27,301	6,943	
93	㈱日立製作所国分グラウンド	鮎川町 1-4	29,400	1,350	
94	㈱日立製作所大みかゴルフ場 (サッカー場、体育館含む)	大みか町 6-20	230,824	1,929	

※1 津波災害が予想される場合、使用不可

※2 洪水災害が予想される場合、使用不可

※3 土砂災害が予想される場合、使用不可

太 字 … 避難所として指定していない緊急避難場所 23 か所

資料 4-3

様式 1

指定避難所設置報告書

日 立 市

報告送話者 _____

報告受話者 _____

年 月 日現在

報告終了時 年 月 日 時 分

設置日時	既存・野外の別	場 所	箇所別	収容人員	設置期間の見込み

摘 要

資料 4-4

様式 2

避 難 収 容 状 況

年 月 日 時 分現在

(施設名) _____

活動期 時 間	配備人員		収 容 状 況									備考
	職員	その他	男			女			乳児	要医療 人 員	要助産	
			大人	小人	計	大人	小人	計				

様式 4

避 難 者 名 簿

避難所名 ()

No	月日	時間	氏名	住所	性別	年齢	世帯主 との 続柄	職業 在 学 校 学 年	電 話	備考			
										乳 児	要 医 療	要 助 産	その他

日立市避難所運営マニュアル（職員用）（抜粋）

1 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災では、多数の家屋等が損壊したほか、電気・ガス・水道などのライフラインが途絶し、さらに、電話などの通信手段や、道路・鉄道等の交通手段が寸断されるなど、市内全域に大きな被害が及びました。

このため、避難所の開設・運営においては、災害対策が十分に機能できず、公平で十分な支援ができなかったという大きな課題が残りました。

このマニュアルは、災害時における避難所の迅速な開設と円滑な運営を図るため、避難所開設・運営の協力を受けるコミュニティ（自主防災組織）、小・中学校教員等との連携協力方法等を含め、具体的な開設・運営手順を整理するとともに、避難所開設・運営の担当職員が、災害時に十分活用できるよう、分かりやすく、使いやすいものとなるよう配慮して作成したものです。

なお、避難所開設・運営においては、コミュニティ（自主防災組織）や避難所施設（小・中学校等）管理者との連携協力が不可欠であることから、コミュニティや施設管理者との協議を踏まえて作成したものであります。

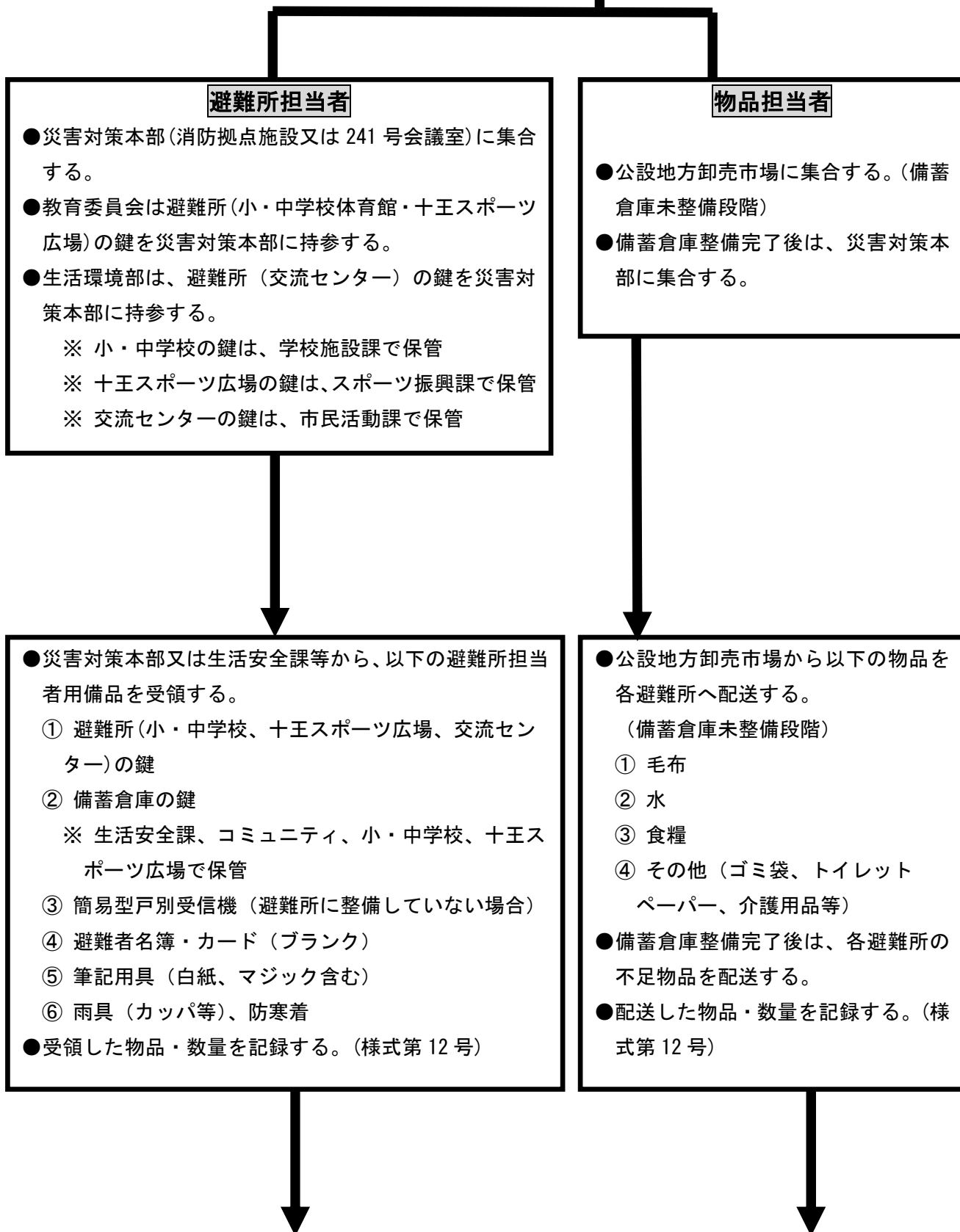
平成 24 年 11 月 日立市

資料 4-7

2 避難所開設・運営の基本方針

- (1) 避難所開設・運営は、市、コミュニティ（自主防災組織）、避難所施設（小・中学校等）管理者が相互に協力して行うものとする。
- (2) 避難所は、災害で家が倒壊、焼失又は流出した場合やそのおそれがある場合等に避難生活を送る施設として設置するものであり、市民の安全を確保し、生活再建を開始するための拠点として機能する。
- (3) 避難所は、ライフラインの復旧や避難者が一定の生活ができるまでを目途として開設し、復旧後は速やかに閉鎖する。
- (4) 避難者への支援は公平に行う。災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦、けが・病気の療養者等）の特別なニーズについては、個別に対応する。
- (5) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。
- (6) 避難所の運営については、避難者にもできるだけ参加するよう協力を依頼し、自主運営を基本とした生活の自立を目指すものとする。
- (7) 避難所では、プライバシーの保護に努める。
- (8) このマニュアルは、東日本大震災のような大災害を想定しており、風水害などの局地的な災害では、他の対応もあり得る。

3 避難所開設・運営の流れ



資料 4-7

㊤

- 避難所に行き、施設管理者の協力を得ながら「避難所施設被災状況チェックシート（資料3）」に基づき、施設の被害等を確認し、安全確認を行ったうえで開設準備を行う。
- 施設の職員等（教員、管理人等）が解錠した場合は、協力して開設準備を行う。
- コミュニティ（自主防災組織）、避難者の協力を得られる場合は、協力して開設準備を行う。

- 避難所担当者は、避難所を開設した際には、保健福祉部長に以下の内容を報告し、保健福祉部長は、原則として、報告書（様式1）を使用し、災害対策本部長に報告する。
 - ① 担当課、担当者、その他の人員（教職員等）
 - ② 避難者数
 - ③ 避難所の使用物品
 - ④ その他

- 備蓄倉庫から、①毛布、②水、③食糧、④その他（ゴミ袋、トイレットペーパー、介護用品等）を搬出し、避難者に配布する。
- 搬出、配布に際し、コミュニティ（自主防災組織）や避難者の協力が得られる場合は、協力して実施する。
- 要請に対して物品担当者から追加配給される、①毛布、②水、③食糧、④その他の物品を受領する。
- 受領に際し、コミュニティ（自主防災組織）や避難者の協力が得られる場合は、協力して実施する。

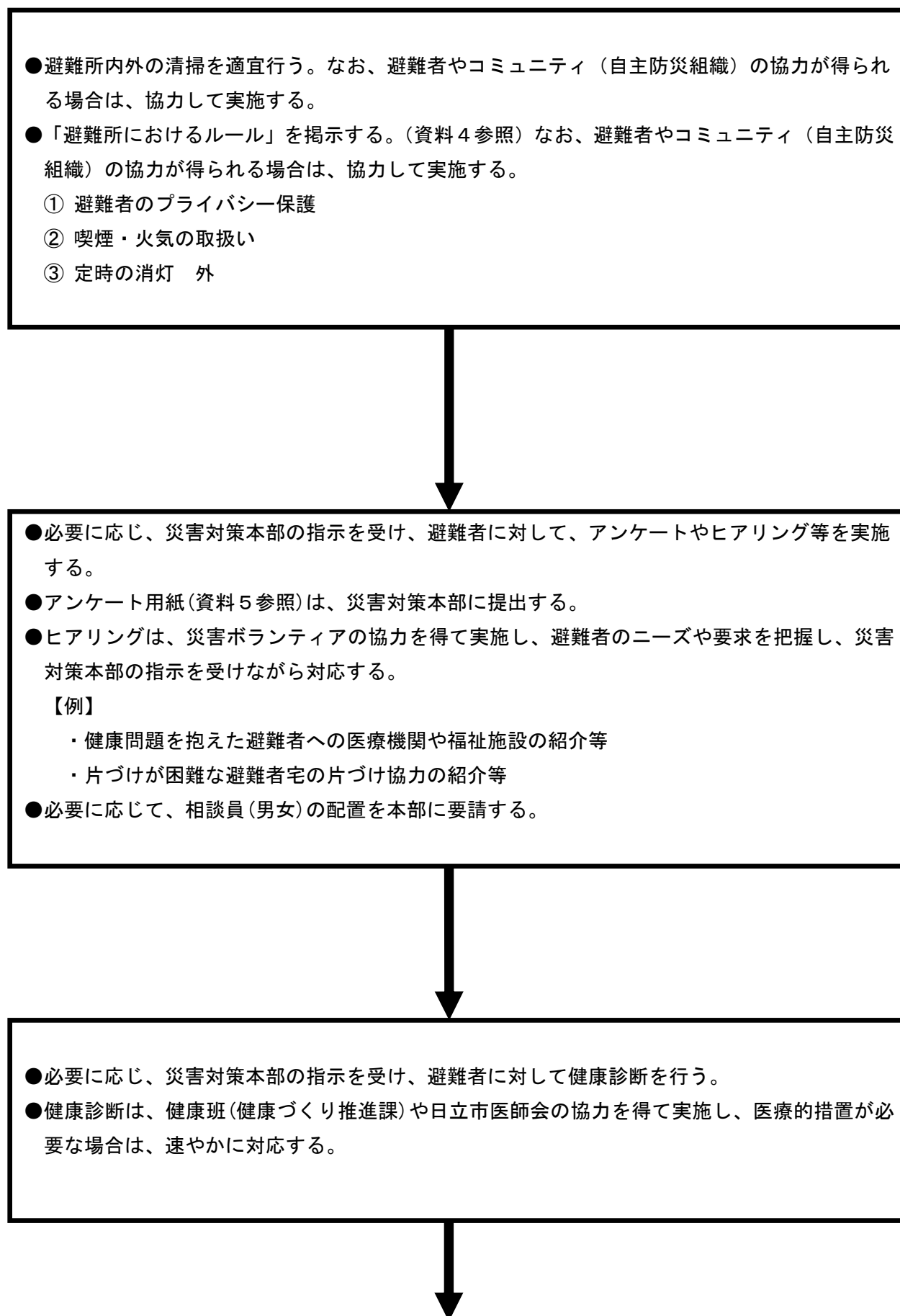
- 避難所担当者は、避難所開設直後の正時から1時間ごとに以下の内容を、避難収容状況報告書（様式2）を基に、保健福祉部長に報告する。（本部から報告に係る他の指示があった場合を除く）
 - ① 避難所の人数
 - ② 必要物品（食糧、物資等）
 - ③ 避難所の状況（避難者の増加、受入能力、人的被害等）
 - ④ その他（ボランティア派遣、医師等派遣、避難者移動等）
- 受領した場合は、物品・数量を記録する。（様式第12号）

- 避難所からの要請に従い、各避難所に食糧等の物品を追加配布する。
- 配送した場合は、物品・数量を記録する。（様式第12号）

終了

㊦

⑤



資料 4-7

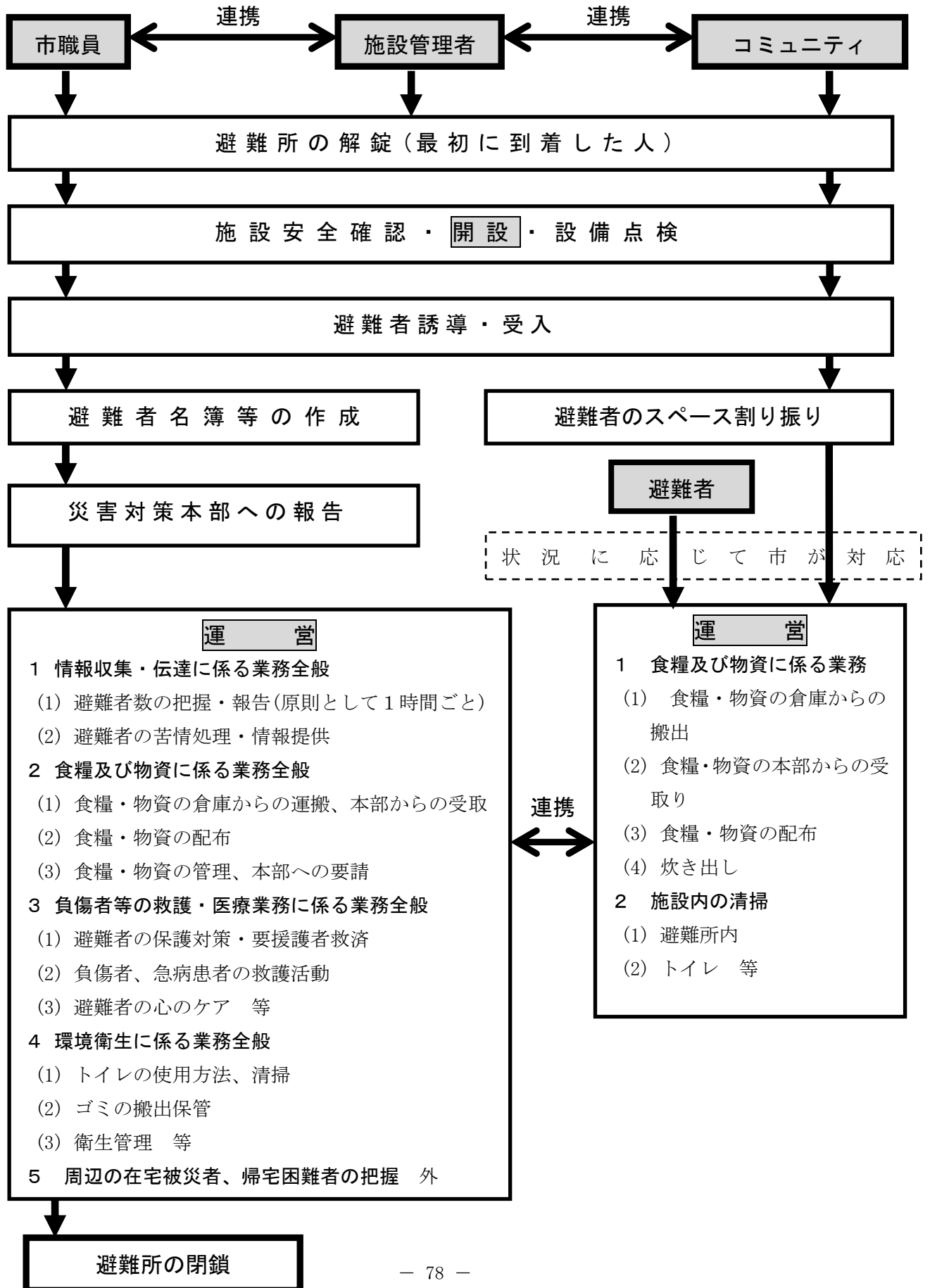
- 避難者が退所し始めた場合、以下の手順で撤収の準備を開始する。
 - ① 避難所担当者用備品や食糧等の使用物品を防災備蓄倉庫及び災害対策本部へ返却する。
 - ② 使用物品のうち、未使用のものは原則として避難所に置いておき、未使用数を災害対策本部に報告（資料2参照）する。
- 食糧等の使用物品のうち、使用済みのものは以下のように対応する。
 - ① 毛布は、避難所の隅で一時保管し、後日回収する。
 - ② 水、食糧は、廃棄等の処理をする。
 - ③ 灯油は、災害対策本部に返却する。
 - ④ 企業局の給水用ポリタンク（黄色）は、企業局に返却する。
 - ※避難所縮小時は、財政部が行う。
 - ※避難所撤収時は、保健福祉部が行う。
- ゴミは、直接清掃センターへ搬入する。
 - ※回収は生活環境部で行い、それまでは各避難所で保管する。
 - ※避難所撤収時は、保健福祉部、教育委員会で行う。



避 難 所 閉 鎖

4 避難所開設・運営の役割分担

(1) フロー図



資料 4-7

(2) 一覧表（災害の状況等に応じて、各機関で協議しながら進める。）

ア 学校等の体育館

【凡例】◎：主体、○：協力、－：なし

区分	No.	役割		市	コミュニティ	学校等	避難者
防 災 備 蓄 倉 庫 管 理・ 避 難 所 開 設	1	備蓄倉庫の 管理	鍵の管理（それぞれで管理）	◎	◎	◎	－
	2		備蓄品の点検・管理	◎	○	○	－
	3	避難所の解錠・開設（最も早く到着した人で 対応）		◎ <small>（勤務時間外）</small>	◎	◎ <small>（勤務時間内）</small>	－
	4	避難所施設の状況確認（被災箇所の点検、安 全確認）		◎	○	○	－
	5	避難所施設の設備確認（電気設備等の確認）		◎	○	○	－
	6	避難者誘導・受入		○	◎	○	－
	7	避難者名簿の作成		◎	◎	○	－
	8	避難者の居住スペース割り振り		◎	◎	○	－
	9	避難所開設について災害対策本部へ報告		◎	○	○	－
	10	情報収集・伝達業務	避難者の把握・報告	◎	○	○	－
	11		避難者の苦情処理、生 活関連情報等の提供	◎	○	○	－
	12		災害時要援護者の避 難状況の確認	◎	◎	－	－
	13	食糧・物資に係る業務	食糧・物資の搬出（備 蓄倉庫から）	○	◎	○	○
	14		食糧・物資の受取り （本部から）	○	◎	○	－
	15		食糧・物資の配布	○	◎	○	○
	16		食糧・物資の管理	◎	◎	○	－
	17		食糧・物資の必要数 （可能であれば在宅被 災者分を含む）確保	◎	◎	○	－

資料 4-7

区分	No.	役割		市	コミュニティ	学校等	避難者
	18	食糧・物資に係る業務	炊き出し	○	◎	○	○
	19		ごみ処理	○	◎	○	○
避難所運営	20	負傷者等の救護・医療業務	避難者の保護対策・要 援護者救済	◎	○	○	—
	21		負傷者、急病患者の救 済活動	◎	○	○	—
	22		避難者の心のケア	◎	○	○	—
	23	環境衛生業務	トイレの使用法、清掃	○	◎	○	○
	24		ゴミの搬出保管	○	◎	○	○
	25		衛生管理	○	◎	○	○
	26		施設内の清掃	○	◎	○	○
	27	避難者の要望対応	ヒアリング、アンケート の実施	◎	○	○	—
	28		医療機関、福祉施設等 への移送	◎	○	○	—
	29	避難者の健康診断		◎	○	○	—
	30	避難所の撤収業務	使用物品の返却	◎	○	○	—
	31		未使用品の処理	◎	○	○	—
	32		ゴミの処理	◎	○	○	○
33	施設の施錠		◎	○	○	—	

イ 交流センター

【凡例】◎：主体、○：協力、—：なし

区分	No.	役割		市	コミュニティ	避難者
倉庫管理	1	備蓄倉庫の管理	鍵の管理（それぞれで管理）	◎	◎	—
	2		備蓄品の点検・管理	◎	◎	—
	3	避難所の解錠・開設（最も早く到着した人員）		○	◎	—
	4	避難所施設の状況確認（被災箇所の点検、安全確認）		○	◎	—

資料 4-7

区分	No.	役割		市	コミュニティ	避難者	
防 災 備 蓄 倉 庫 管 理・ 避 難 所 開 設	5	避難所施設の設備確認（電気設備等の確認）		○	◎	—	
	6	避難者誘導・受入		○	◎	—	
	7	避難者名簿の作成		◎	◎	—	
	8	避難者の居住スペース割り振り		◎	◎	—	
	9	避難所開設について災害対策本部へ報告		◎	○	—	
	10	情報収集・伝達業務	避難者の把握・報告	◎	○	—	
	11		避難者の苦情処理、生活関連情報等の提供	◎	○	—	
	12		災害時要援護者の避難状況の確認	◎	◎	—	
	13	食糧・物資に係る業務	食糧・物資の搬出（備蓄倉庫から）	○	◎	○	
	14		食糧・物資の受取（本部から）	○	◎	—	
	15		食糧・物資の配布	○	◎	○	
	16		食糧・物資の管理	◎	◎	—	
	17		食糧・物資の必要数（可能であれば在宅被災者分を含む）確保	◎	◎	—	
	18		炊き出し	○	◎	○	
	19		ごみ処理	○	◎	○	
	避 難 所 運 営	20	負傷者等の救護・医療業務	避難者の保護対策・要援護者救済	◎	○	—
		21		負傷者、急病患者の救済活動	◎	○	—
		22		避難者の心のケア	◎	○	—

資料 4-7

区分	No.	役 割		市	コミュニティ	避難者
避 難 所 運 営	23	環境衛生業務	トイレの使用方法、清掃	○	◎	○
	24		ゴミの搬出保管	○	◎	○
	25		衛生管理	○	◎	○
	26		施設内の清掃	○	◎	○
	27	避難者の要望対応	ヒアリング、アンケートの 実施	◎	○	—
	28		医療機関、福祉施設等への 移送	◎	○	—
	29	避難者の健康診断		◎	○	—
	30	避難所の撤収業務	使用物品の返却	◎	○	—
	31		未使用品の処理	◎	○	—
	32		ゴミの処理	◎	○	○
33	施設の施錠		◎	◎	—	

5 避難所の開設・運営

(1) 開設・運営の担当者

ア 避難所の開設場所は、市内の小・中学校、特別支援学校、交流センター、その他市が指定する施設等とする。

イ 開設及び運営の実務は、保健福祉部長がそれぞれの施設に複数の職員（女性職員を含む。）を派遣し、担当させる。

ウ 災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務教職員、又は最初に到着した市職員が開設する。

エ 大規模災害で、避難所数が多くなる場合は、保健福祉部長は各部長に協力を要請し、各部から職員を募り、それぞれの施設に派遣する。

オ 避難所は、都市建設部等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、避難所内での各部が活動する場所の指定等は、各避難所責任者が行う。

カ 避難所の運営は、原則として男女職員で行う。

資料 4-7

(2) 開設期間のめやす

- ア 市域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合における避難所の開設期間は、災害発生後 14 日間以内をめやすにする。
- イ その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

(3) 開設から閉鎖までの手順

避難所の開設から閉鎖までの手順は、おおよそ次のとおりとする。

- ア 避難施設の安全確認を行ったうえで避難所を開設する。(開設が不適な状況の場合は、速やかに保健福祉部長に報告する。)
- イ 防災無線、電話等により、避難所開設の旨を災害対策本部長へ報告する。
- ウ 施設の門を開け、施設の入口扉を開ける。(既に避難者がいるときは、取りあえず広いスペースに誘導する。)
- エ 災害時要援護者優先スペース、女性専用スペースを指定する。
- オ 避難者の受入(収容)スペースを指定する。(既に避難している人を指定のスペースへ誘導)
- カ 避難者を施設内に誘導・案内する。
- キ 避難所内事務室(「市の窓口」)を開設する。
- ク 避難者名簿(カード等)を配布・作成する。
- ケ 避難者名簿と災害時要援護者台帳の突き合わせ
- コ 居住スペースを割り振る。
- サ 避難者の中から班長、副班長を決める。
- シ 食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給を行う。
- ス 必要に応じ、災害時要援護者、病人等の移送措置をする。
- セ 避難所の運営状況を報告する。(原則、毎日午前 11 時までに報告。その他適宜)
- ソ 避難所運営に伴う記録を作成する。
- タ 避難者のニーズ、要望を確認する。(アンケートやヒアリング等)
- チ 避難者のニーズ、要望に対応する。(医療機関等への移送、避難者の家の片付け等)

資料 4-7

ツ 避難者が帰宅するなど全員が退去したことを確認し、防災無線、電話等により避難所閉鎖の旨を本部に報告する。

(4) 開設から閉鎖までの留意事項

ア 開設時の留意事項

【開設、避難者の受入れ・誘導】

- 避難所の開設は、原則として本部長(市長)の指示により行う。
- 夜間等の災害の場合には、本部長又は保健福祉部長からの指示がなくても、避難の必要が生じると自主的に判断したときは、必要に応じて直行した職員又は居合わせた職員、各施設の管理責任者、勤務教職員が施設入口(門)を開錠し、門を大きく開け、避難所開設の準備を行う。
- 既に避難者が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、取りあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難者の不安を緩和するとともに、混乱の防止に努める。
- 避難者の受入れ・誘導については、コミュニティ(自主防災組織)の協力が得られる場合には、協力して行う。

【災害時要援護者優先スペース、女性専用スペースその他区画の指定等】

- 避難者の居住スペースの指定に当たっては、災害時要援護者を優先し、トイレに近いところを指定する。
- 女性専用のトイレ、更衣室など、女性に配慮したスペースを指定する。
- 状況の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な運営となるよう配慮する。
- スペースの指定表示方法は、床面に色テープを貼り、又は掲示板を置くなど、分かりやすいものになるよう努める。
- 災害時要援護者については、保健福祉部長が、交流センター等の市施設を別途確保するように努める。

資料 4-7

【報告・市の窓口設置】

- 避難所開設に当たった職員は、避難者の受入れを終えた後、速やかに保健福祉部長に対して、防災無線、電話等により、その旨を報告する。
- 保健福祉部長は、各避難所の開設を確認後、その旨を本部長に報告するとともに、避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。
- 総務部長は、消防長、県災害対策本部事務局(災对本部未設置の場合は防災・危機管理課)及び日立警察署等関係機関に対して、開設の状況を連絡・報告する。
- 連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりである。
 - ① 避難所開設の日時、場所、施設名
 - ② 収容状況
 - ③ 開設期間の見込み
- 避難所開設後、避難所内に市の窓口を速やかに開設し、「市の窓口」の看板等を掲げて、避難者に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。
- 避難所開設以降は、市の窓口には職員を常時配置する。
- 市の窓口には、避難所の運営に必要な用品(避難者名簿、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等)を準備する。

イ 運営上の留意事項

【避難者名簿の作成】

- 避難者名簿(カード等)は、避難所運営のための基礎資料となる。
- 避難者の受入れを行った際には、まず、避難者名簿(カード等)を配るなどして、避難者を各世帯単位で記録する。
- 集まった記録を基に、避難者受入記録簿をできる限り早い時期に作成し、市の窓口内に保管するとともに、保健福祉部長を通じて、総務部長へ報告する。

資料 4-7

【居住スペースの割り振り】

- 居住スペースの割り振りは、コミュニティ（自主防災組織）の協力を得て、可能な限り、地域・地区ごとにまとまりをもてるように行う。
- 各居住スペースは、適当な人員(20人程度を目途とする。)で編成し、居住スペースごとに代表者(班長)を選定するよう指示して、以降の情報連絡等についての窓口役を要請する。

【居住スペースの代表（班長）の役割】

- 市(本部)からの指示、伝達事項を周知する。
- 避難者数、給食数、その他物資必要数の把握と報告を行う。
- 物資配布等の補助を行う。
- 居住スペースの避難者の要望・苦情等を取りまとめ、市に報告する。
- 市が行う消毒活動等へ協力する。
- 施設の保全管理

【食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給】

- 責任者となる職員は、備蓄倉庫及び避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、不足する分は、保健福祉部長に報告する。保健福祉部長は、財政部長へ調達を要請する。
- 財政部長は、調達を要請された食糧、生活必需品、その他必要物品を各避難所に配送する。人員が不足する場合は、他の班の協力を得て行う。
- 到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度避難所物品受払簿に記入の上、各居住スペースに配給を行う。
- 可能な限り、コミュニティ（自主防災組織）や避難者と協力して行う。

資料 4-7

【災害時要援護者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底】

- 避難者に対しては、特に災害時要援護者最優先ルールの徹底を図る。
- 夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間(22時以降)は行わない。室内照明は、夜間(22時以降)は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

【災害時要援護者専用避難所（福祉避難所）】

- 市は、心身の状態や障害の種別によって、避難中の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすい要援護者に配慮した災害時要援護者専用避難所（福祉避難所）を事前に指定し、必要な介護や情報提供の支援を行う体制を整備する。
- 災害時要援護者専用避難所（福祉避難所）を開設した場合は、目的、施設名・各対象収容人員（高齢者、障害者等）、開設期間の見込みを本部に報告する。

【被災者の移送】

① 災害時要援護者・病人等の移送

- 2日目以降の高齢者、障害者、傷病者の収容については、保健福祉部長に連絡し、可能な限り、受入体制が整った交流センター等、集会施設並びに福祉施設・病院等、災害時要援護者専用避難施設（福祉避難所）や専用避難施設へ移送する。
- やむを得ず避難所生活を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。
- 本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被災地又は小被災地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

資料 4-7

② 被災者の他市町村等への移送

- 保健福祉部長は、被害が甚大なため、市内の避難所では被災者を収容しきれないと認められる場合には、本部長にその旨を報告し、他市町村等の避難所へ移送を要請する。
- 本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被災地若しくは小被災地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

③ 他市町村からの被災者の受入れ協力

- 保健福祉部長は、本部長から他市町村からの被災者を受け入れるための避難所開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。
- 本部長は、県知事から他市町村からの被災者を受け入れるための避難所開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

【避難所の運営状況及び運営記録の作成】

- 避難所運営の責任者となる職員は、避難所の運営状況について、原則として、毎日午前 11 時までに保健福祉部長へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情があるときは、その都度必要に応じて報告する。
- 本部長に対する報告は、保健福祉部長が、原則として、毎日正午までに取りまとめて行う。
- 避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

資料 4-7

【避難所運営長期化への対応】

- 保健福祉部長は、避難所運営が長期となった場合、日立市医師会等の協力を得て、避難者の心の健康管理に十分留意するよう医療サービスを行う。
- 避難所滞在が長期化しないよう、保健福祉部長は、避難者からアンケート、ヒアリング等を行い、要望等を聴きとるため、各避難所に福祉ボランティア等を派遣する。
- 保健福祉部長は、避難者の要望等に対し、必要な措置を講ずるものとする。

【環境の清潔保持】

- 避難所責任者（又は保健福祉部長）は、避難者が健康状態を損なわないよう、避難所内の清掃、生活維持に必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供並びに仮設トイレの管理・必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴サービスの提供を行う。
- 可能な限り、コミュニティ（自主防災組織）と協力して行う。
- 入浴サービスの提供については、関係事業所との連携を図るものとする。

資料 4-7

6 避難者の健康管理

(1) 基本方針

避難者の健康管理の実施手順については、災害発生後の事態推移に対応して、国・県・関係機関と連携・協議し、保健福祉部長が決める。

なお、避難者の健康管理にあたる保健師等は、別に定める「災害時における保健活動」に基づき、各期（各フェイズ）での被災者の健康管理を行う。

(2) 避難者の健康状態の把握

ア 市は、日立市医師会・医療ボランティア医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとに健康状態の把握を行う。

イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。

ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者に配慮する。

エ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不安発症等、二次的健康障害防止のための水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

(3) 避難者の精神状態の安定

ア 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

イ 幼児や児童の保育については、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

(4) 災害時要援護者の把握

市は、避難者の中から災害時要援護者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて災害時要援護者専用避難所（福祉避難所）や専用避難施設への移送、社会福祉施設への緊急入所、避難所内のスペース利用等を行う。

(5) 関係機関との連携強化

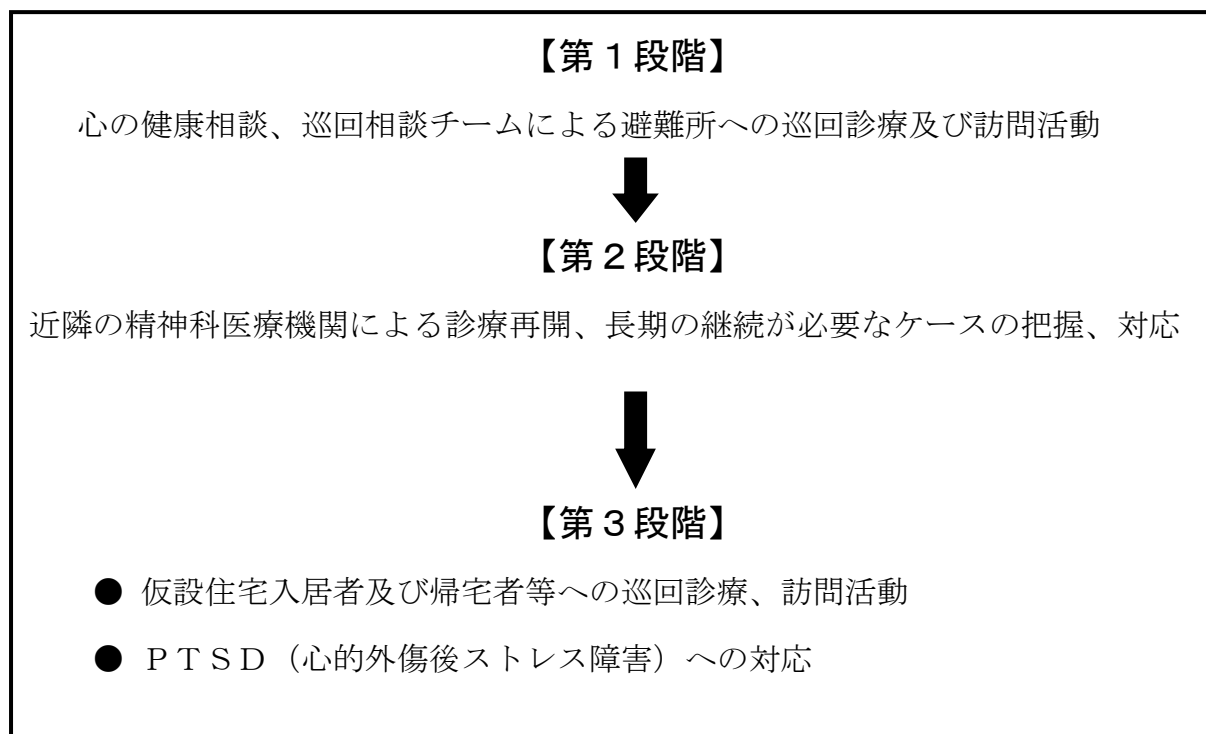
症状の安定のために一時的な入院が必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り、入院を勧奨する。

資料 4-7

(6) 精神保健・カウンセリング

ア 心のケア活動の実施

保健所及び市は、可能な場合、連携して次のことを実施する。



イ 遺族、安否不明者の家族等に対する心のケア活動の実施

保健所及び市は、可能な場合、避難者のうち特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者、外国人等に対しては十分配慮するとともに、適切なケアを行う。

心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、県等が作成した「心のケア」や「PTSD」に関するパンフレット等を、可能な場合、避難者に配布する。

7 避難所の閉鎖

(1) 避難所閉鎖のめやす

おおむねライフラインが回復し、仮設住宅の整備や医療機関等への移送等が終了し、避難者全員が退去できる状況になった時期とする。

資料 4-7

(2) 閉鎖に向けての避難者要望等への対応

- ア アンケート、ヒアリング等の結果により明らかになった要望については、可能な限り対応する。
- イ 避難者が自宅の片付けができないために、避難所から帰宅できない場合は、災害ボランティアを派遣するなどして片付けのサポートを行い、帰宅できるようにする。
- ウ 健康上の不安を抱えている避難者に対しては、医療機関、福祉施設等と連携し、可能であれば移送するなどの対応をする。

(3) 閉鎖に関する避難者説明等

- ア 上記(2)の対応により、避難者全員の帰宅・移送の目途が立った場合には、災害対策本部からの指示を受けて、避難所撤収の準備に取り掛かる。
- イ 避難所の撤収時期、撤収準備などを避難者に説明する。
- ウ 避難所から自宅への移動手段等で要望がある場合は、できる範囲で対応する。

(4) 避難所の撤収

- ア 使用物品を防災備蓄倉庫や災害対策本部へ返却する。
 - ① 毛布は、後日、救援物資輸送班が各避難所から回収し、公設地方卸売市場等に返却する。
 - ② 使用した水、食糧は廃棄等の処理をする。
 - ③ 灯油は、災害対策本部に返却する。
 - ④ 企業局の給水用ポリタンク(黄色)は、企業局に返却する。
- イ 使用物品のうち、未使用のものは原則として避難所に置いておき、未使用数を災害対策本部に報告する。
- ウ 報告書は、資料2、7を使用する。
- エ ゴミは直接清掃センターへ搬入する。

—以下略—

資料 4-8

福祉避難所一覧表

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(1) 市の施設

No.	指定施設の名称	所在地	受入人数
1	十王デイサービスセンター	十王町友部 2088-1	40 人
2	はまぎく荘デイサービスセンター	田尻町 7-10-1	30 人
3	萬春園デイサービスセンター	鮎川町 2-6-38	30 人
4	かねはたデイサービスセンター	大沼町 3-25-10	60 人
5	日立特別支援学校	鮎川町 3-11-2	120 人

(2) 民間社会福祉法人の施設

No.	指定施設の名称	所在地	受入人数
1	軽費老人ホーム豊浦の郷	川尻町 773-1	40 人
2	特別養護老人ホームサン豊浦	川尻町 758-27	
3	サン豊浦デイサービスセンター		
4	特別養護老人ホーム銀砂台	砂沢町 1155-1	20 人
5	小規模多機能型居宅介護事業所鹿島町クラブ	鹿島町 2-5-15	
6	特別養護老人ホーム小咲園	諏訪町 5-5-1	10 人
7	デイサービスセンター小咲園		
8	特別養護老人ホーム福祉の森聖孝園	十王町高原 333-6	30 人
9	デイサービスセンター福祉の森聖孝園		
10	特別養護老人ホーム成華園	久慈町 4-19-21	40 人
11	成華園デイサービスセンター		
12	特別養護老人ホームMAO	下土木内町 545-1	30 人
13	MAOデイサービスセンター		
14	特別養護老人ホーム鮎川さくら館	国分町 3-12-10	15 人
15	デイサービスセンター鮎川さくら館		
16	特別養護老人ホーム金沢弁天園	東金沢町 4-16-10	20 人
17	デイサービスセンター金沢弁天園		
18	特別養護老人ホーム山水苑	下深荻町 1770	30 人
19	デイサービスセンター山水苑		
20	ひたちの森すこやかビレッジ	東滑川町 5-10-3	20 人
21	通所介護ひたちの森すこやかビレッジ		
22	複合福祉施設一想園 (特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、障害福祉サービス事業所)	田尻町 2-8-10	30 人
23	日立メディカルセンター看護専門学校	高鈴町 1-4-10	15 人